令和元年度 彦根市公共下水道事業審議会　議事録

1. 日時　令和元年11月28日（木）10時から12時まで
2. 場所　彦根市民会館　3階　第1会議室
3. 出席者（順不同）

　　　　　＜委員＞　6名

中村　傳一郎

　長﨑　敏雄

間　　文彦

丸尾　雅啓

　　　　　鈴木　健氏

渡邊　美幸

　　　　　＜事務局＞　10名

上下水道部：安居部長、廣田次長

　　　　　上下水道総務課：清水課長、長崎課長補佐、宮本、桂田

　　　　　下水道建設課：辻課長補佐、菅森係長

　　　　　上下水道業務課：林課長、巖佐係長

【開会】

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局 | お待たせいたしました。ただ今から、令和元年度 彦根市公共下水道事業審議会を開会いたします。委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席くださいまして、誠にありがとうございます。本日の会議ですが、彦根市公共下水道事業審議会条例第6条第3項の規定により、会議の成立要件といたしまして、委員の過半数の出席が必要となっております。本日は8名中6名の委員の方がご出席でございますので、ここに会議が成立しますことをご報告いたします。会議に入ります前に、前回から事務局に一部異動がありましたので、改めて自己紹介をさせていただきます。〔事務局職員 自己紹介〕それでは、ただ今から会議次第に従いまして進めていただきたいと存じますが、審議会条例第6条第2項の規定により、会議の議長は会長があたることとなっておりますので、中村会長よろしくお願いいたします。 |
| 【議事】 |  |
| 会　長 | 　それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。　 |
|  | 　初めに、地方公営企業法適用基本計画の概要について、事務局から説明を受け、委員の皆様方からは、幅広くご意見やご質問を伺いながら、進めてまいりたいと考えております。 |
|  | 　それでは、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 　それでは、地方公営企業法適用基本計画の概要について説明させていただきます。資料【彦根市公共下水道事業地方公営企業法適用基本計画】に基づき説明 |
| 委員 | いよいよ来年度から公営企業法適用ということで、いろいろと進めていっていただいております。資産の算定とかあるかと思うんですけれども、たとえば、ここに書いている打ち切り決算というあたりは、かちっと3月31日で切ってしまうということですか。 |
| 事務局 | この法適用の大きな特徴といたしまして、今までは、年度は3月末で終わるんですけれども、支払いについては出納閉鎖期間というものがございまして、3月末ぎりぎりに終わった工事などについては3月末に支払えませんので、翌年度の5月31日までは前年度の支払いができることになっていました。企業会計となると3月末時点で入った額、出て行った額でしめることになります。早速今年度末から一旦3月末で切りますので、きれいに切れるように、できる限り早期にお金を入れてもらえるものについてはお金を入れていただくようにして、支払いのほうについては、工事関係が支払いの大きいところがありますので、今年度の事業で3月末に支払えるものについてはこの日までに完成という区切りを今つけようとしていますので、それ以降の事業については来年度のものとして扱うということです。 |
| 委員 | 繰越の場合は、部分払いをしているという、その形を、できるだけ部分払いも正確にして、これが令和元年度までの仕事です、として、残った分は繰越事業になったとしても、それは新しい企業会計の元での処理をすると。 |
| 事務局 | はい。 |
| 委員 | 当然繰越事業ってありますよね。 |
| 事務局 | そうですね。 |
| 委員 | 企業会計になった場合は繰越という概念はなくなるんですよね。 |
| 事務局 | 繰越の考え方自体は、変更がありません。支出に関して、年度が変わりますと、未払金とかそういった形で当初の貸借対照表に載ってきますが、繰越の考え方自体は今までの地方自治法の考え方と基本的には変わりません。 |
| 委員 | 変わらないのですね。 |
| 事務局 | 　はい。ただ、工事は今まで繰越の手続きをとって次年度に繰り越してたんですけれども、企業会計になりますと、改良予算につきましては事前に議会議決を伴わずに報告という形で済みますので、そのあたりは柔軟に動けるという形になります。もちろん補助事業等の場合は翌債の手続き等は国の手続きをとる必要がありますが、繰越という考えは同じなんですが、実際の手続きはそういった形で柔軟に動けるようにはなります。 |
| 会長 | いよいよ来年度から動き出すということでおさらいをしていただきました。今のあたりで何か、この際原点に戻って疑問点がありましたら。 |
| 委員 | 新しい会計システムを入れるのって結構大変ですから、結構お金がかかるのかとか、あと交付金なんかは後から報告書を書いて入ってくるものなので、そこら辺はどういう風になるのかなと。 |
| 委員 | 補助金なんかだと普通だと市の財政に一発で入りますけども、企業会計に分けたときに、その補助金が入るのは、出納も別になりましたから、そちらへ入るんですか。 |
| 事務局 | はい。 |
| 委員 | まあ国も下水道事業やってるんで、それも年度事業でやってるんで、補助金の考え方は変わらんか知れんけども、整備としてはどうですかね。 |
| 事務局 | 今までと変わりません。実績を報告した後、今までも3月末に国からお金が入ってきていまして、市の代表の口座に今までは入ってきたんですけれども、それが来年度以降については下水道の口座に入ってくるということで、特に国の補助金に関しては問題ないかと考えております。 |
| 委員 | ややこしそうなところはどことかありますか。これはややこしくなりそうだというような、出納関係の事とかは、もう解決していて、ないということなんですか。 |
| 事務局 | そうですね、もうちょっと詰めるべき点といたしましては、受益者負担金、分担金をお支払いいただいているんですが、3年間分割などで、すでに請求を行っている対象の方に、今後も使っていただける納付書の件とか、詰めていく課題となっています。 |
| 委員 | 事務的には多少、ここでは説明のないこともあるようですけれども、それが乗り越えるのが難しいものでもないであろうと。それが市民の方に、制度が変わりましたからとわざわざ説明に行かなくても、市民には直接関係のない話ということになりますか。 |
| 事務局 | 内部事務にかかる部分が多くございますが、後の資料にもあるんですけれども、広報させていただく予定です。 |
| 会長 | 続きまして、2つ目の審議事項、地方公営企業法適用基本計画の進捗状況等について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 資料1【法適化に向けた進捗状況と今後の進め方について】・資料2【3条予算・4条予算説明資料】・資料3【貸借対照表】・資料4【ホームページ（案）】に基づき説明 |
| 会長 | 　ただいまの事務局からの説明に関しまして、ご意見やご質問等がございましたらお願いします。 |
| 委員 | 出納の金融機関にはゆうちょ銀行も入りますか。収納では、お金を払いに行くのは市内のあらゆる金融機関ということですか。 |
| 事務局 | そのように予定しております。 |
| 委員 | コンビニとかはどうなってますか。 |
| 委員 | コンビニ振り込みの人は、そのままで良いのですか。 |
| 事務局 | 使用料につきましては、水道料金と合わせて請求がきている分は、全然変わりませんので、コンビニ納付していただけます。下水道単独の受益者負担金、分担金については従来からコンビニ納付ができないのですが、それについては現状のままということになります。 |
| 会長 | 市民の方が何か変わったことをしなければならないということはなく、従来と同じようにできるということですね。 |
| 事務局 | はい。 |
| 会長 | 他に何かご質問はありませんか。 |
| 委員 | 資料4のこの会計方法によって、例えば、会計が明確に市民の方に見えるようになるとか、もう一つ足したら市民の方は安心できるのかなという気がするんですが。 |
| 委員 | 確かに、資料4の中に「公営企業移行による効果」というのがありますが、専門的すぎますよね。知った人でないと分かりにくい。役所の表現、言葉遣いとしては何の間違いもないけれども、それは一定翻訳をして、分かってもらえるように努力はしてもらわないと。これでは、役所側の努力がもう一つ、という印象を受ける。何がメリットかという説明はありますけど、市民にはもうちょっと違う表現をしてもらいたい。例えば、資料2で今までは一緒になっていたが、収益的収支と資本的収支というふうに分けて、維持管理、つまり経営している部分はこれです、新しく投資している部分は当然お金がないので赤字になっていますが、維持管理をしっかりしているので収益としては出ています、とか。そういう分かりやすい説明を端的にしたほうが良いのではないかと思います。 |
| 委員 | ホームページというのは誰が見ても分かるというのが大切だと思うので。 |
| 委員 | それは重要ですね。そうすれば市民の方も、資料2のようなものを発表されたときに、なるほど維持管理は適正にやったんだ、これは黒になって良いけど、他に新しく管渠を延長したりしたら、その分借金でやるんだから赤字になる、というのは分かってもらえると思います。分かりやすくしすぎて誤解を生むことは心配ですが、そこは大胆にいってもらわないと。ガチガチではどうかと思うので、お願いします。 |
| 会長 | 他にありませんか。市民の理解と議会での理解のためにも重要なところかと思いますが。 |
| 委員 | 資料4の最後のところの減価償却のところが分かりにくいと思います。減価償却の算定基準は物によって違うと思います。そういうことで、老朽化の状態を把握できるというのは分かりますが、把握して、市としてどうするのかというのがあると、いったい何をするためにやってるのか、更新に向けて予算を組まなければならないとか、そういったことに使うといったことを書いてもらったほうが良いかと思います。 |
| 委員 | おっしゃる通りですね。すべて次に向けてやっていることなので。市民に説明するということにおいては考えていただいたほうが良いと思います。 |
| 委員 | 老朽化したものを直す費用というのはどちらに入るのですか。 |
| 委員 | それは資本的収支に入ります。基本的に改築ですから。大きく言ったら維持管理ですが、こういう時に仕分けしている維持管理の考え方というのは、もう少し小さい範囲かと思います。 |
| 事務局 | 施設がよりよくなるというのが、更新・改良で、3条予算に入るのは日常の清掃、例えば管渠が詰まって清掃するとか、今の施設を維持管理するということです。更新も大きく言えば維持管理ですけど、機能を上げるということは、4条予算の更新・改良になります。 |
| 委員 | 例えば管渠が古くなって漏れていたとして、管渠としての機能をはたしていないものを新しくするのは、大きく言ったら維持管理かもしれませんが、新しくなって機能も更新されるので資本的収支になるんですね。 |
| 事務局 | 耐用年数が変わるようなものは4条予算になります。 |
| 委員 | 今の状況を耐用年数まで持たせるためのものは維持管理になるんですね。 |
| 事務局 | そういうことです。 |
| 委員 | 例えば古くなったマンホールポンプを取り替えるのは資本的収支のほうで計上するんですね。 |
| 事務局 | はい。 |
| 事務局 | 部品交換は3条です。それが難しいところではあるんですが。 |
| 会長 | 下水道もまだまだこれからの部分もありますし、彦根市は下水をやって水道も一緒に直すという考え方ですから余計に時間がかかるし、お金もかかりますね。他に何かありませんか。 |
| 委員 | 新しいシステムにするということで、既存の水道のシステムを活用するなど経費削減してくださっていますが、それでも結構かかるのですか。 |
| 事務局 | 5年で1,000万円かかります。導入費用と、システムのリース代です。年間200万円かかります。これが新規だともっとかかります。基本的にはシステム機器などは水道で導入しているものを使います。ソフトだけをパソコンに入れてもらうということになります。 |
| 委員 | 新聞などで2025年問題が取り上げられていますが、その年には今動いているシステムを改良するエンジニアがいなくなると心配されている中で、新しいシステムを導入するのか、既存のものを使うのかは、難しいところだと思います。経費削減もされていますし、円滑に導入して迷惑の掛からないようにできたらよいと思います。 |
| 委員 | 話は変わりますが、サイバー攻撃などへのセキュリティはどうなっていますか。 |
| 事務局 | 昨年サーバーの更新があり、外部のデータセンターに置かせていただいて、そこでセキュリティを守っています。 |
| 委員 | サーバーは中にはないですよね。 |
| 事務局 | 外に変更させていただいて、本庁とセキュリティ機能を共有しています。 |
| 委員 | 外とつながらなければ入る余地はありませんが、どうしてもつながらないわけにはいきませんよね。セキュリティのことは十分注意されていると思いますが、これからもお願いしたいと思います。 |
| 会長 | 続きまして、3つ目の審議事項、地方公営企業法適用に伴う条例案の上程について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 資料5【彦根市下水道事業の設置等に関する条例（案）】に基づき説明 |
| 会長 | 市の水道事業のものも同じような組み立てになっていますか。 |
| 事務局 | はい。構成としてはほぼ同じです。途中にある第4条・第5条の利益の処分というのが、水道事業のほうは公営企業法改正の時に処分に関する条例を作っているんですが、下水道事業については最初から組み込んだ形にしています。 |
| 委員 | 賠償責任についてのところも水道にも同じように書いてあるんですか。 |
| 事務局 | はい。項目としては同じものがあるのですが、下水道事業の設置条例を検討するにあたって、金額について他市の状況を確認して検討した中で、7条の賠償額10万円以上というところは水道事業・病院事業と同じなのですが、8条の、100万円を超えるというところは、金額が上がっています。それに併せて水道事業・病院事業も改正することにしておりまして、12月議会ではからせていただく予定です。この条項自体が、公営企業の弾力的な運用ができるようにということで地方自治法と一部異なるとされている点ですので、他市と比較しても、負担付きの寄附の贈与が50万円以上、損害賠償額の決定が30万円以上となっていたのですが、ずいぶん金額が低いということもあり、今回100万円という設定をしようと思っています。 |
| 委員 | 負担付きの寄附とは何ですか。 |
| 事務局 | 寄附されることによって市の負担を伴うような寄附のことです。寄附はいただくんですけれども、今後負担が市に発生するもの、ということです。 |
| 事務局 | 他市の中であったのが、美術館とか資料館を市に寄附しますというのがありまして、そちらは寄附していただくんですけれども、今後ずっとそれに関する維持管理の費用が発生するというようなものを受領する場合というのが継続して議案として上がった所がありました。 |
| 委員 | 現金だけで、使ってくださいという感じで貰うのは、そういうのではないということですか。 |
| 事務局 | そうですね。あまり例がないんです。彦根市で具体的な例を挙げられると良いんですが、見つかりませんでした。 |
| 事務局 | 例で言いますと、A市が3年後をめどに林道を建設する計画を立てているときに、業者のBさんから、1年以内に建設しないときは返還してもらうという条件付けをされている場合、そういう条件付けで建設費用を全額寄附すると向こうは申し出ていたんだけれども、この寄附を受けるとA市は、約束を守らないときには寄附したお金を返さないといけない。これを条件付き寄附と、このように考えていただいたら分かりやすいかなと。義務が生じるということですね。負担付きと言ってるけど、寄附していただくけれどもその寄附には次に履行しないといけない義務が市にあって、その義務を履行しなかったらその寄附は返さないといけないと、こういう話だと思います。よくある、用途だけを指定してする寄附については関係ないということになります。 |
| 委員 | 7条と8条がありますが、7条は職員個人がミスしたときで、8条は何かバーンとなって家が壊れたときをイメージしたら良いですか、市が損害賠償をいわれるのは。 |
| 事務局 | 交通事故とかも損害賠償にふくまれます。 |
| 委員 | 損害賠償の場合は国家賠償法があって、彦根市が損害賠償責任を負って職員に求償するということになると思うんですけど、その規定との関係はどうなっていますか。 |
| 事務局委員 | 7条の関係ですよね。それは国賠に基づいて処理していくという風になります。職員の賠償というのは、求償に伴う責任の免除の額ということですね。 |
| 委員 | 7条の場合、一時的には市が支払いをして、それから職員に請求するという流れなんですよね。 |
| 委員 | 損害賠償については、他市の例なども研究されて、他と同程度にしているということなんですね。 |
| 事務局 | はい。 |
| 委員 | 話は変わるのですが、ある団地で、開発業者が下水の管渠も全部持っていると、そこにつなぐ場合は、管渠については市に寄附をするんですか。8条の負担付き寄附になるのか、ということなんですが。適用されますか。 |
| 事務局 | 寄附いただいた時点で彦根市のものになりますので、義務も彦根市にあります。 |
| 委員 | それに伴って維持管理の義務が伴うのはまた別の話ですか。その負担のことを言っているのではないのですか。 |
| 事務局 | 負担付き寄附の負担というのはまた別のことで、非常に特殊な場合です。開発なんかは都市計画法で検査の翌日には帰属するとありますので、その時点で彦根市に管理義務が発生しますので、負担付き寄附とは意味が違うかと思います。 |
| 委員 | 工事するときに処理施設と管渠も団地の中にあったら、それは都市計画法に基づいて管渠は自動的に帰属するんですか。 |
| 事務局 | それはしません。処理施設がある場合は民間がそのまま維持管理されます。その処理施設が使わないようになって公共下水道に繋げたときに初めて管渠の寄附を受けるということになります。 |
| 委員 | 負担付き寄附には当たらないということですね。先ほど維持管理の話が出て、それは違うかなと思ったので。 |
| 事務局 | そうですね、そのまま引き継ぐときをもって引き継ぐということです。 |
| 委員 | 議会の同意は必要ないということですね。 |
| 事務局 | はい。 |
| 委員 | 今年コミプラで市に移管をうけるものはありましたか。 |
| 事務局 | 今年切り替える箇所はありませんが、切り替えるという意思を表明していただいているところは2つの団地がございます。工事は今年度では対応できないので、来年度予算の中で検討させていただいて、来年度末には接続いただけたらと思っております。 |
| 会長 | （異議の有無について確認）それでは事務局から説明のありました条例案については、上程するということでよろしいですか。 |
| 委員一同 | 異議なし。 |
| 会長 | 以上で予定の議事は終わりですが、その他で、事務局から何か連絡事項はありますか。 |
| 事務局 | 委員の任期が2年間、令和2年2月15日までとなっております。下水道建設事業の進捗状況は来年度に説明させていただきたいと考えておりますので、本日の審議会が任期中最後のものになるかと思います。つきましては、委員の就任について、今後相談させていただくと思いますが、何卒よろしくお願いします。また、今回の議事録送付につきましては、後日郵送を予定しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。 |
| 事務局 | 本日は、長時間にわたりまして、慎重審議ありがとうございました。来年度は地方公営企業法適用の1年目であり、また、現在の第5期経営計画が来年度までとなっていますので、新たに第6期経営計画を策定することとなります。委員の任期としては今年度でいったん区切りがありますが、可能な限り委員の継続をお願いしたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。 |
| 会長 | それでは、以上をもちまして本日の会議を終了します。お疲れ様でした。 |